

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があつたので公告する。

平成 31 年 4 月 9 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 MEGA ドン・キホーテ水口店 甲賀市水口町北泉一丁目 30 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 日本アセツトマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号 代表取締役 越塚孝之
- 3 変更しようとする事項

(1) 変更前

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
株式会社ドン・キホーテほか未定 10 時から 21 時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9 時から 21 時 30 分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 出入口 12 か所、入口 1 か所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7 時から 20 時まで

(2) 変更後

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
株式会社ドン・キホーテほか未定 24 時間
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24 時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 出入口 12 か所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6 時から 22 時まで

4 変更年月日 平成 31 年 4 月 25 日

5 変更の理由 営業計画変更のため

6 届出年月日 平成 31 年 3 月 11 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053 番地

(2) 縦覧期間 平成 31 年 4 月 9 日から平成 31 年 8 月 9 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 31 年 8 月 9 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号